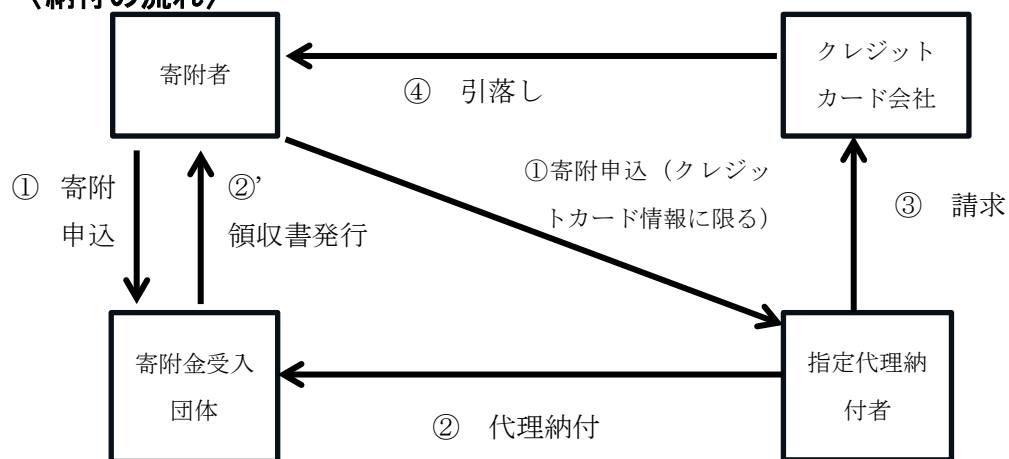


○クレジットカードによる納付

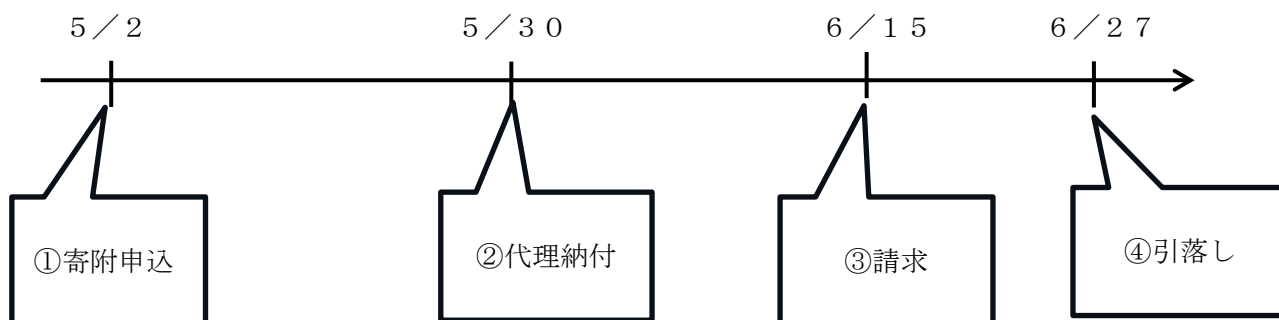
1、概要

クレジットカードを利用して寄附するには、寄附金受入団体に指名された指定代理納付者を通じて納付することとなる。

〈納付の流れ〉



〈例〉5/2に寄附申込をした場合



- ・インターネットを通じて、寄附金受入団体と指定代理納付者にそれぞれ必要な情報が送信される。
- ・①の申込が完了した日（クレジットカード決済が完了した日）が領収日となる。
- ・ただし、①の領収日が有効となるのは②の代理納付をした日以後である。
- ・指定代理納付者が寄附金受入団体へ代理納付（立替払い）する。
- ・代理納付をした日が納付確定日となる。
- ・代理納付をした日以降に領収書が寄附者に発行される。（②'）
- ・クレジットカード情報をもとに、指定代理納付者がクレジットカード会社へ請求する。
- ・寄附者の口座から寄附金額が引き落とされる。

2、具体的な導入方法

(1) 福井県の事例

- 企業の寄附金受付システムを利用
- 検討から導入までの期間：約8ヶ月

ア、指定代理納付者の検討

公金支払サービスのシステムを全国的に提供しているA社を、手数料等費用負担の面等から指定代理納付者として選定

イ、A社を指定代理納付者として指定及び契約

A社を指定代理納付者として指定する件についての告示及び指定代理納付者に指定をする旨の通知をA社に送付

ウ、費用について

毎月、定額のシステム利用料及び手数料（寄附金額に応じた手数料）を負担

エ、会計規則等の関係諸規定の整備

クレジットカードによる寄附金を受け入れるに当たり、地方自治法第231条の2第6項に定める指定代理納付者に関する規定を福井県財務規則に追加

(2) 鳥取県米子市の事例

- 寄附金の受付システムを企業と構築
- 検討から導入までの期間：約6ヶ月

ア、指定代理納付者の検討

寄附者が簡潔な方法で寄附の申込みができるシステムの構築について、米子市の指定金融機関の関連企業であるB社に依頼

イ、B社を指定代理納付者として指定及び契約

使用できるクレジットカード等についてB社と協議のうえ、B社を指定代理納付者として指定する件についての告示及び指定代理納付者に指定をする旨の通知をB社に送付

ウ、費用について

毎月、定額のシステム利用料及び手数料（寄附金額に応じた手数料）を負担

エ、会計規則等の関係諸規定の整備

寄附金をクレジット決済で受入れができるようにするために、代理納付時の手数料に関する規定の整備（米子市会計規則を改正し、手数料を差し引いて納付する方法にて代理納付ができるようにした）

○ コンビニ納付

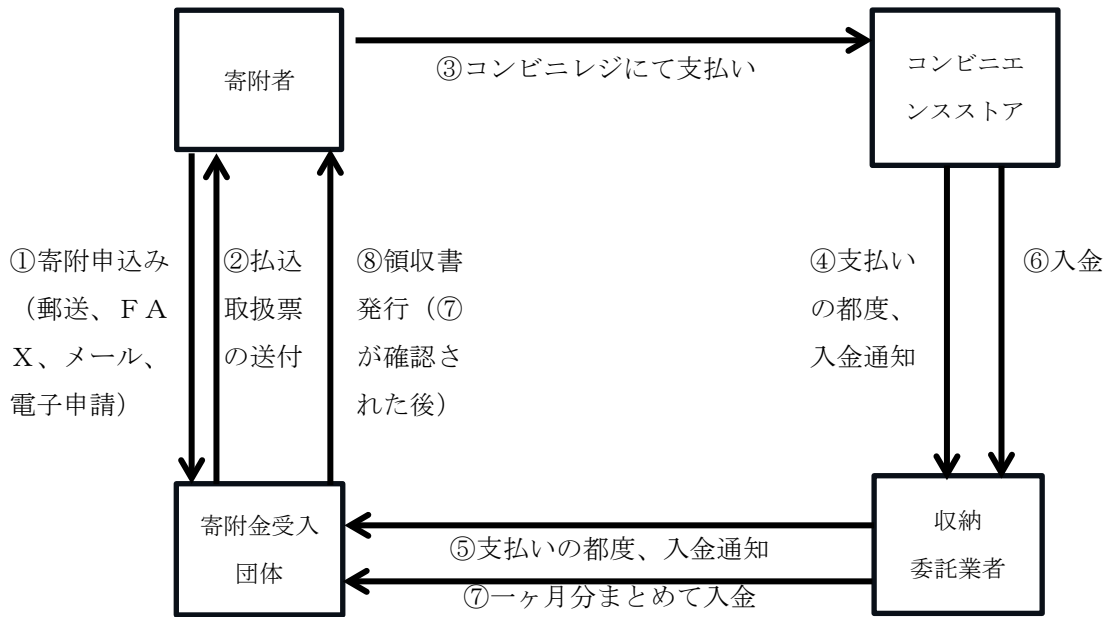
1、概要

コンビニを利用した納付方法では、収納事務の委託者を通じて納付することとなる。

<納付の流れ>

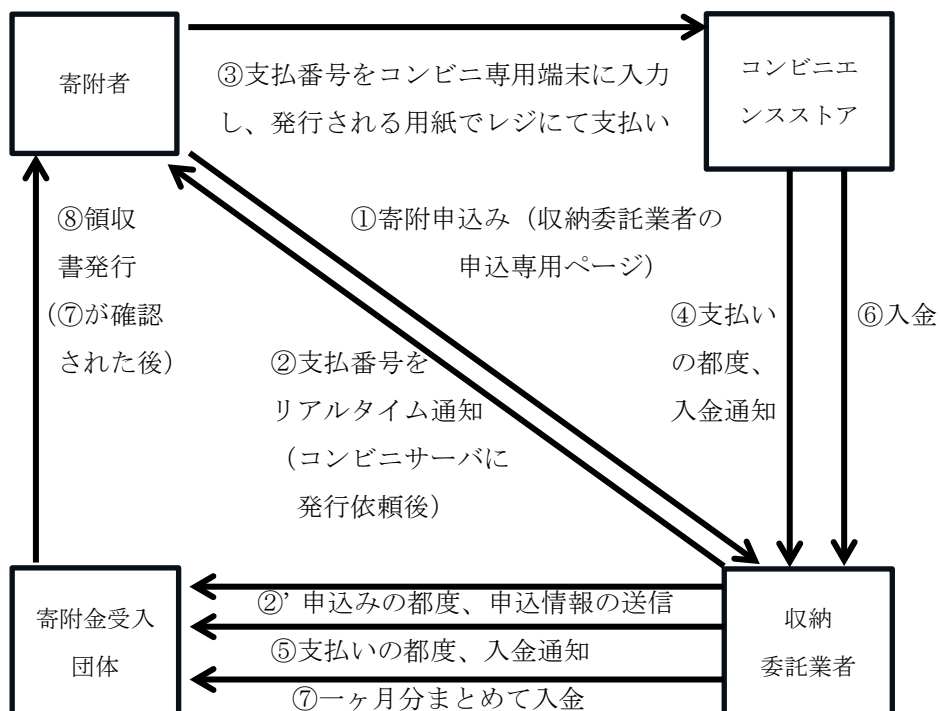
(1) 北海道の事例

専用の納付書（払込取扱票）を利用して寄附する方法



(2) 大阪府箕面市の事例

インターネット寄附金受付システムを利用して寄附する方法



2、具体的な導入方法

(1) 北海道の事例

- 専用の納付書（払込取扱票）を利用して寄附
- 検討から導入までの期間：約6ヶ月

ア、収納事務を委託する業者を検討

利用できるコンビニ、手数料等について比較検討のうえ、費用負担の面から代金決済・電子決済等を専門とするC社を選定

イ、収納事務委託契約を締結

C社と収納事務委託契約を締結及びこの旨告示

ウ、費用について

バーコード付き払込取扱票を印刷できるソフトウェアの導入費と、毎月、手数料(月額定額料金及び件数に応じた手数料)を負担

(2) 大阪府箕面市の事例

- 企業のインターネット寄附金受付システムを利用して寄附
- 検討から導入までの期間：約1ヶ月

ア、収納事務を委託する業者を検討

クレジットカード納付で利用している寄附金受付システムをコンビニ納付でも利用することにより導入までの期間を短縮できることから、クレジットカード納付に係る契約をしているD社を選定

イ、収納事務委託契約を締結

D社と収納事務委託契約を締結及びこの旨告示

ウ、費用について

毎月、件数に応じたシステム利用料及び寄附金額に応じた手数料を負担

エ、会計規則等の関係諸規定の整備

会計規則の収納事務の委託に「寄附金」を追加